4 さらなる連携の推進について

国と地方自治体の雇用対策協定について

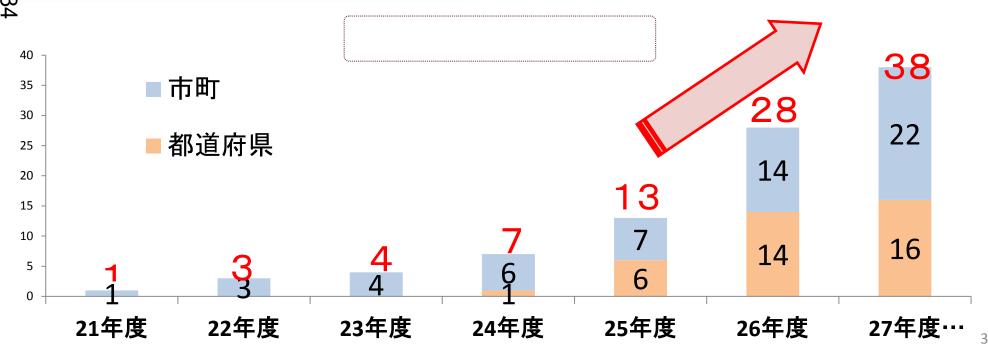
○ 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方自治体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、国と地方自治体が「雇用対策協定」を締結。

【国と雇用対策協定を締結した地方自治体(平成27年8月末時点)】 計38自治体(16都道府県21市1町)

【都道府県】 ①北海道(24年12月) ②奈良県(25年6月) ③滋賀県(25年11月) ④京都府(26年2月) ⑤高知県(26年3月) ⑥岩手県(26年3月) ⑦長崎県(27年2月) ⑧東京都(27年2月) ⑨鳥取県(27年3月) ⑩山口県(27年3月) ⑪長野県(27年3月) ⑫宮崎県(27年3月) ⑬青森県(27年3月) ⑭大阪府(27年3月) ⑮群馬県(27年6月) ⑯沖縄県(27年8月)

【市町村】

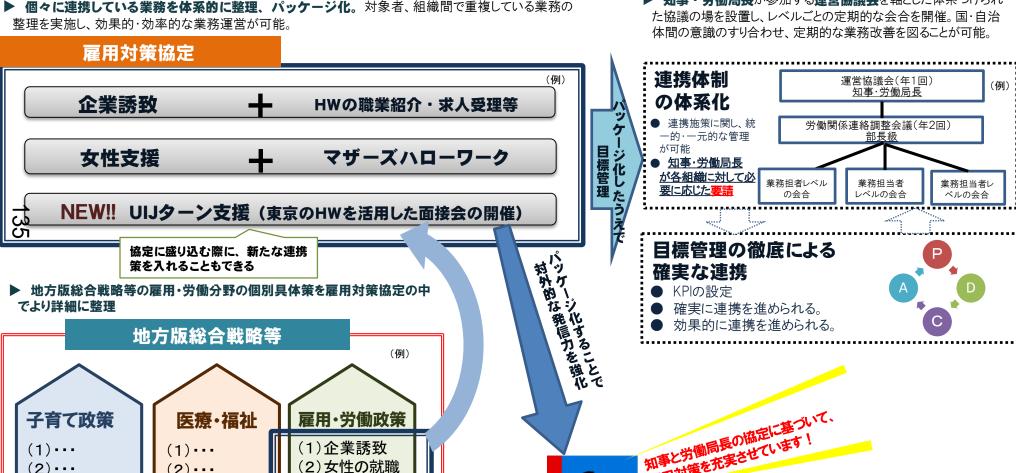
①北九州市(22年3月)②横浜市(23年1月)③福岡市(23年3月)④久留米市(24年3月)⑤宮古島市(25年1月)⑥広島市(25年1月)⑦堺市(25年11月) ⑧鳴門市(26年11月)⑨神山町(27年1月)⑩三好市(27年2月)⑪阿南市(27年3月)⑫熊本市(27年3月)⑬沖縄市(27年3月)⑭浜松市(27年3月)⑮美馬市(27年5月)⑯太田市(27年5月)⑪館山市(27年6月)⑯吉野川市(27年6月)⑭総社市(27年7月)⑩小松島市(27年7月)②前橋市(27年8月)⑫東大阪市(27年8月)



国と地方自治体の雇用対策協定について

雇用対策協定により、知事・市長等と労働局長が、その地域の課題に対する共通認識を持ち、「役割分担」、「連携方法」を明確化する ことが可能になる。また、連携策をパッケージ化することで、効果的なPDCAの実施や発信力の強化を図ることが可能になる。

個々に連携している業務を体系的に整理、パッケージ化。対象者、組織間で重複している業務の



(3)UIJターン

(4) • • •

 $(5)\cdots$

(6)...

 $(3)\cdots$

 $(4) \cdots$

 $(5)\cdots$

 $(6)\cdots$

 $(3)\cdots$

 $(4) \cdots$

 $(5)\cdots$

 $(6)\cdots$

▶ 知事・労働局長が参加する運営協議会を軸とした体系づけられ



▶ 個々の支援策を知事・労働局長との雇用対策協定により明文 化し、地域の雇用対策への積極的な姿勢を地域の住民に対し て情報発信。住民や議会等に自治体として地域雇用対策への取 組を発信することが可能。

雇用対策協定 締結事例

各都道府県において、地域の課題等に応じて、独自の雇用対策協定を締結。

北海道との雇用対策協定(平成24年12月)

~協定により構築した基盤を軸に、 更なる連携強化~

都道府県として初めて協定締結。協定に基づく事業である一体的実施施設「みらいっぽ」を実施するとともに、その取組を道内各地に拡大。

また、更なる連携強化を図るため、これまで構築してきた連携 基盤を軸に、新たな連携策を打ち出した。具体的には、<u>締結主</u> 体に「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」を加え、

機構の強みの職業能力開発の分野の取組を強化。

<u>強化。</u> **(2)**() 元:

(会))正規雇用を求める求職者に、道がキャリア形成支援、機構が職業訓練、ハローワークが職業紹介を実施するといった連携方法を明確化した。



奈良県との雇用対策協定(平成25年6月)

~協定締結を契機に、障害者雇用の取組を強化~

奈良県が障害者雇用の先進的な地域となるよう「障害者はたらく応援団なら」(※)を創設することを雇用対策協定締結の際に発表。その後、奈良県と労働局で共同運営。

また、ひとり親等の支援を強化するため、平成26年3月に一体的実施施設を拡充し、生活・就業相談から職業相談までの一体的なチーム支援を実施。

※ 障害者の就労に積極的に取り組む企業等を 登録し、登録企業等に、職場実習、職場見 学の積極的な受入れ、就労支援セミナー等 への講師派遣、障害者雇用に関する相談へ の助言等の支援を実施。



京都府との雇用対策協定(平成26年2月)

~国と京都府が一体となった人づくりを強化~

職業訓練機関と就業支援機関の連携による正規雇用等の安定的な雇用の量的確保と質の向上を目指す。

締結主体は、府・労働局だけでなく、職業訓練にノウハウのある独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構も加えている。

※ 京都府と機構が実施する公的職業訓練の一体的な訓練実施計画の策定や訓練から就職までの一貫した就職支援等を連携して実施。

特に、これまで国と府が連携し実施してきた一 体的実施施設「京都ジョブパーク」を効果的に活 用している。



鳥取県との雇用対策協定(平成27年3月)

~地方創生に向け、今まで以上に連携した取組を実施~

将来を担う若者の地元就職を促進するため、「若者と県内企業のマッチング」を実施。ハローワークの全国ネットワークを活かし、

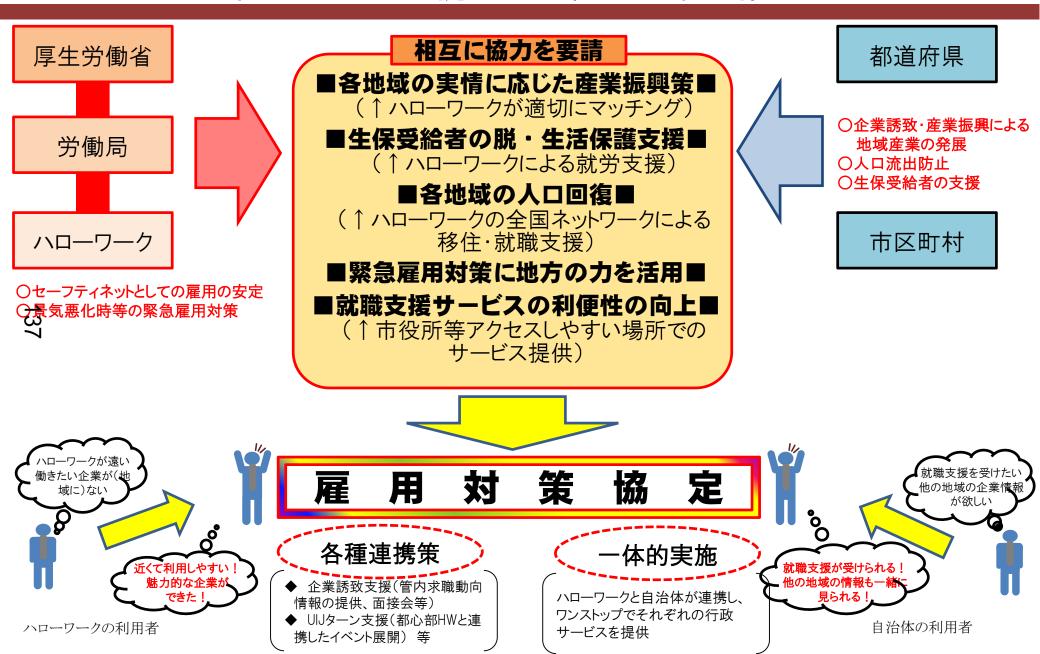
東京のハローワークと共同で取組等を実施。

- (例)・「インタラクティブ・ミーティングin東京」を鳥取県のアンテナショップ(新橋)で共同開催(11/15)。
 - ・「鳥取県企業面接会(仮称)」を新宿の新卒応援ハローワークの会場で開催(12/22)。

また、障害者雇用では、<u>精神障害者の雇用率を全国トップに</u>引き上げる「鳥取モデルの構築」という目標を設定。

さらに、<u>ふるさとハローワーク(一体的実施施設)における雇用</u> 保険業務をモデル的に開始(平成27年7月)。

国と地方の連携による雇用対策の推進



5 今後の方向性

全国知事会「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」に対する対応(案)

全国知事会「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」における要望事項

- 一体的実施、ハローワーク特区
 - ① 一体的実施、ハローワーク特区の実施期間の延長
 - ② ハローワーク特区の実施箇所拡大
 - ◆ 手挙げ方式による実施箇所の拡大
 - ◆ 県内複数箇所、県域全体のハローワークでの実施
 - ③ 国の意思決定の迅速化
 - ④ 一体的実施におけるハローワークの就職実績の積極的な情報提供
- <u>→</u> ⑤ 一体的実施における国の就職に関するサービスの更なる拡大
- ★ ※ 雇用保険、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付も加えるべき。また、正規職員配置が困難な場合、インターネットを活用した遠隔での受付やハローワークOBの嘱託職員等の配置も検討するべき。
 - ⑥ ハローワーク特区の内容充実
 - ※ 実験的な取組や地域事情を背景とした提案であれば、既存の法令・予算の変更などを伴う取組を含め、試行できるようにするべき。
- ハローワークの求人情報のオンライン提供
 - ① 提供される求人情報の数・内容の充実
 - ◆ 地方自治体に提供する求人情報件数の増大
 - ◆ ハローワーク職員用端末と同等の情報内容の提供
 - ② 地方の開拓した求人情報の反映

上記に掲げられた要望については、利用者ニーズや具体的な要望内容を踏まえ、必要な改善策について検討する。

対応方針

参考資料

(1) ハローワークについて

公共職業安定所(ハローワーク)とは?

- ハローワークは、民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい**就職困難者を中心に支援する最後のセーフ** ティーネットとしての役割を担っている。
- 地域の総合的雇用サービス機関として、**職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施**する点がハローワークの 特徵。
- ハローワークは1日約17万人が利用する国民にもっとも身近な行政機関の一つであり、全国544所のハローワークに加え、地 方自治体とのワンストップ窓口(「一体的実施施設」)を275カ所設置するなど、地域に密着した業務を実施。

(参考)

- •平成26年度実績 新規求職者数 583.8万人 新規求人数 886.6万 就職 180.5万人 雇用保険受給資格決定件数 156.5万件
- ・ハローワークの人員体制 職員数:10,917人 相談員数(※):15,563人 (※)相談員には、公募により基本的に民間出身の労務経験者・有資格者等を活用

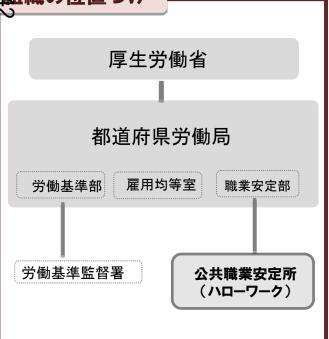
求職活動の 様子



職業相談の様子



組織の位置づけ



主な所掌事務

失業認定に当たっては 保険者たる国が、直接 職業紹介を実施して、 再就職の意思を厳格に 認定することが必要。

職業紹介

職業紹介·職業相談、求人開拓、職 業訓練の受講あっせん

就職の実現には、企業 の指導等と一体となった 職業紹介や、関係機関 と連携したチーム支援 が効果的。

雇用保険/求職者支援

- ・失業認定、失業給付の支給
- ・職業訓練受講給付金の支給 等

雇用対策 (企業指導など)

- ・障害者の雇用率達成指導
- (雇入計画の作成命令・勧告等) 高年齢者雇用確保措置導入指導
- (違反事業主に対する勧告等) ・雇用維持のための支援

※OECDの雇用戦略でも、職業紹介・失業給付・雇用対策の3機能は統合されるべき、との勧告 がなされている。(1994年・2006年)

ハローワークの主な取組と成果:各対象者

働く希望を持つ若者・女性・障害者や生活保護受給者等の就職支援など政策課題にも積極的に対応

若者(新卒者・フリーター)

新卒応援ハローワーク(57ヵ所)を設置し、新卒者に対して、ジョブサポー ターによる担当者制の支援を実施

【利用者数 のべ64.1万人、ジョブサポーターの支援による就職決定 19.9万人】

わかものハローワーク(28箇所)、窓口・コーナー等を設置(212ヵ所)、

フリーターの正規雇用化を支援 【フリーター等の就職件数 31.1万人】



子育て女性等

子ども連れで来所しやすい環境のマザーズハローワーク・コーナーを設置(180カ 所)、仕事と子育てが両立しやすい求人の確保や担当者制による支援を実施 【就職者数 7.6万人】※担当者制支援=対象者7.2万人、就職者6.3万人、就職率87.5%





(マザーズハローワーク)

43 高齢者

高齢者に対するきめ細かな職業紹介や、企業に対する65歳までの雇用確保 措置の導入に向けた相談・指導を実施

【就職者数 21.1万人 雇用確保措置導入済み企業(31人以上規模) 98.1%】



(高年齢者就職而接会)

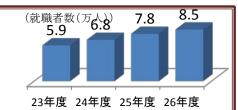


障害者

- 障害特性に応じた職業紹介と雇用率未達成企業に対する厳正な指導を組 み合わせて実施【就職者数 8.5万人 実雇用率 1.82%】
- ※企業指導にあたっては、人事機能を有する本社を管轄するハローワーク と就業地のハロー ワークの連携が重要



(ハローワークでの職業相談)



生活保護受給者等(地方自治体と連携した就職促進)

- 福祉事務所と連携してチームを組み、対象者ごとに就労支援プランを作成し、 自立に向けた支援を実施 【就職者数 7.0万人】
- 福祉事務所内等にハローワーク窓口を設置、自治体とハローワークが一体と なった支援を実施 【実施自治体数 76市区(平成27年3月1日現在)】



(自治体との一体的な支援)



23年度 24年度 25年度 26年度